

金融商品取引法に基づく投資家区分の移行の取扱いに係る「期限日」について

- 特定投資家のお客様が一般投資家区分に移行した場合の取扱い
 - ◆ 金融商品取引法第 34 条の 2 の規定に基づき、特定投資家のお客様を一般投資家としてお取扱いする場合の期間は、コメルツ銀行東京支店（以下、「当行」という。）がこの取扱いについてお客様からの申出を承諾した日以降、再び特定投資家としての取扱いの申出をお客様からいただくまで期限を定めることなく有効となります。

- 一般投資家のお客様が特定投資家区分に移行した場合の取扱い
 - ◆ 金融商品取引法第 34 条の 3（お客様が法人の場合）及び第 34 条の 4（お客様が個人の場合）に基づき、一般投資家のお客様を特定投資家としてお取扱いする場合の期間は、当行がこの取扱いについてお客様の申出を承諾した日以降、最初に訪れる以下の期限日までとし、それまでの期間を移行の有効期間とさせていただきます。
期限日： 毎年 9 月 25 日
 - ◆ 期限日後も有効とするためには、期限日前に更新の申出をしていただく必要があります。更新の申出及び必要な手続を期限日までに完了いただくことで、移行の有効期間は期限日の翌日から更に翌年の期限日まで 1 年間延長されます。
 - ◆ 一般投資家に戻ることをご希望される場合は、いつでも所定の手続により一般投資家に戻ることができます。

コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト(コメルツ銀行) 東京支店
登録金融機関 関東財務局長(登金)第 641 号